

東日本大震災に伴う障害福祉サービス等の提供の継続性について

- 例示として下記のような場合にも、事業者に対して報酬を支払うことは可能となっていますので、参考にして下さい。

① 訪問系サービスの場合

- 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。
【3月11日事務連絡、3月24日事務連絡（別添1 Q&A）】

② 入所系サービス（障害者支援施設・ケアホーム・グループホーム）や通所系サービスの場合

- 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいて避難した事業者がサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。（避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者を支払って下さい。）
【3月24日事務連絡（別添1 Q&A）】
- ※ この場合において、土日等日中支援加算や日中支援加算も使えますので活用して下さい。
- ※ この場合、避難をした事業所が報酬を受け取ります。

◎ 留意点について

- 今回の震災等の状況を踏まえ、上記の場合も含め既存の事業所等について、一時的に人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。 【3月11日事務連絡、3月24日事務連絡（別添1 Q&A）】
また、やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能です。（サービスに係る緩和措置）
- 上記は、従来の事業所等が継続して支援を行うと認められる例を示したものであり、避難先の事業所がサービスを提供した場合には、避難先の事業所が報酬を受け取ることとなります。
- 上記の他、事業所や施設が福祉避難所の指定を受けることも考えられます。福祉避難所は原則として10：1の職員配置とされていますが、特別基準として職員配置の上乗せを認められる余地はありますので、都道府県等と相談して下さい。
ただし、同一サービスにつき、障害者自立支援法による報酬と福祉避難所に係る支弁の両方を得ることはできません。
【3月11日通知、3月19日福祉避難所通知、3月19日福祉避難所通知（その2）】

関連通知等

東日本大震災に関して発出した障害福祉関連の通知及び事務連絡のうち、本事務連絡に関連するものは、次のとおりです。

「3月11日通知」

東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について（平成23年3月11日付け雇児総発0311第1号、社援総発0311第1号、障企発0311第1号、老総発0311第1号）

「3月11日事務連絡」

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について（平成23年3月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡）

「3月19日福祉避難所通知」

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について（平成23年3月19日付け社援総発0319第1号）

「3月19日福祉避難所通知(その2)」

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その2)（平成23年3月19日付け社援総発0319第2号）

「3月24日事務連絡」

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について（平成23年3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡）